

マイナンバー 提示のお願い

商品先物取引をされるお客様は、

マイナンバーの提示が必要です。

2016年1月より商品先物取引をされる個人のお客様は、マイナンバー(個人番号)を提示していただいております。また、法人のお客様も法人番号のご提示をいただいております。



よくあるご質問

Q マイナンバーはいつ取引業者に提示しなければなりませんか？

A 「契約締結時」にマイナンバーを提示していただく必要があります。

Q マイナンバーを業者に提示するときは、どのような手続きが必要ですか？

A 当社所定の用紙にマイナンバーを記入していただくとともに、以下の本人確認書類をご提示いただきます。

(1) 個人番号カードをお持ちの場合

個人番号カード

(2) 個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード(又は個人番号が記載された住民票の写し)+運転免許証、パスポート等が必要となります。

マイナンバーについてのお問い合わせは……

● マイナンバー制度に関するお問い合わせ
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

● 当社、提示手続き等に対するお問い合わせ
株式会社アステムお客様相談窓口
0120-97-7925

上記番号は地方公共団体情報システム機構が運営しています。

マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください。
不審な電話などがありましたら、当社、又は警察にご連絡ください。